

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○県外の区域からの家畜等の移入の禁止の指定を解除する件

告示

福島県告示第四百九十八号

福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十二年四月三十日、同年五月十一日、同月二十一日、同月二十五日、同月二十八日、同年六月十一日、同月十八日、同月二十五日及び同月二十九日付で行った口蹄疫のまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。
平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域

1 宮崎県内の次に掲げる区域

(一) 宮崎市のうち高岡町飯田の一部(盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫及び花立松)、高岡町内山の一部(上ノ丸、梅、南城寺、光神免、青木、榎畑、岩下、中ノ迫、踏切、用ノ丸、猿土、小谷、城及び尾払)及び高岡町五町の一部(餅田、白坂、北原田、深坪、樋渡、木場下及び長谷)

(二) 小林市野尻町紙屋の一部(太尾、飯屋谷、中水流、内神田、池ノ尾、下谷、池ノ原)

(三) 西都市のうち八重の一部(元村及び長藪)、大字中尾の一部(戸崎、樺木及び山崎)、大字山田の一部(井出ヶ平、川原前、川原、瀬志子、屋敷田、飯屋田、下鶴、下水流、袋島、古川、前田、馬場田、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、内田、柳木ヶ丸、李右衛門田、開田、一位迫、奈良木、下島、上島、高橋、大迫、高下、上重、鋒田、菅ヶ迫、小園、南迫、山神田、小山、松ヶ谷、切通、城越、鈴野、梨子木、中之谷、荒神田、小迫、後庵、吉田ヶ迫、小尻谷、立花、野口、池通、早稲田、堀切、柳木ヶ当、池ヶ迫、永迫、梅木谷、花切、牽牛迫、紺屋田、板ヶ迫及び駄良迫)、大字荒武の一部(八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、園田及び延命寺原)、大字岩爪の一部(大丸及び和泉ヶ廻)、大字下三財の一部(尾立下、月中、亀塚、月中原、岩龜後、岩龜牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、前田、新開、山下、川久保、角地、下新田、北新田、上新田、高山、古城下、柳ヶ丸、小坂ヶ廻、大板ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原二)、大字三宅の一部(笹々礼及び境野)、大字穂北の一部(山浦)、大字南方の一部(椎原、鳥ノ巣及び大スタ)、大字三納の一部(九月田、白山廻、檜木廻、上寺廻、赤目、赤目川原、後町、盛、長谷場、長谷場原、野久尾原、法蓮寺、弓場元、下鶴之寺、北町、北町外川原、赤目外川原、上川原、才脇、羽付原、鎌廻、買地廻、野間口、八反ヶ丸、岩下、下摩戸、上の、堀切、青山、田中、古野、古野下川原、向井町村、向井下町、九流水中川原、下九流水、上吉田、栗野下、吉田、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、杉ノ元、平城、麓、山神川原、浦田、上浦田、長園原、内之野、釘野、坊屋舗、下城下、下屋舗、獅子堀、井上、師匠田、丸山、草牟田、万立、上原、払谷、川久保、尾田所、青木、長谷田、山本、一位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、雁亀、向井町中川原、九流水下川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原、大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、上九流水、九流水原、山之丞、吉田前、山神下、下川原原、上川原原、上城下、大山、吹山、後田、深野及び桜町)、大字平郡の一部(八反ヶ丸、戸ノ丸、振廻、大坪、中間廻、角力、尾寄、瀬戸田、小堤、浦松廻、宮田廻、年賦廻、広見廻、飯廻、城内、小原、中之原、城ヶ崎、向原、後廻、通山、大廻及び釘坪廻)、大字加勢の一部(鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、平下、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、山下、野間口、才ヶ迫、柳戸迫、小迫、内ノ丸、七曲、土器田、山之口、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前ヶ迫、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、上溝添、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、八舛時、谷口、嶋畑、石坂、

小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町、菖蒲迫、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下及び八反ヶ丸)、大字上三財の一部(板ヶ迫、淵ヶ迫、田中、霜月田、松木田、野下、六田、牧野、平山、宮前田、上宮、中嶋、法乗田、岩井谷、水手洗、浜ヶ谷、南谷、瀬戸、財谷、中ヶ原、堂ヶ迫、京田、小野前田、井手下、五反田、室別府田、金倉川原、金倉前田、雑敷、小野、名分、仮屋川原、二反榊、仁田脇前田、仁田脇、上中川原、元地原、中村下、中村、金倉、諏訪下、諏訪川原、門田下、上宮川原、門田前田、北水戸、諏訪牟田、諏訪、外原牟田、下外原、大將軍原、大原、西宝来、金倉上、町松、常心原、真米、丸岡下、大角田、土平、田野、長迫、雷野、百井、安部、棧敷野、圃、横井手、畑下、石田鶴、福王寺前田、元山川原、屋敷内、大谷、古ノ原、元山、鶴畑、沖ノ田、水喰、上ノ原、河平、牧堀、大高野、徳財、柳ヶ迫、上ノ丸、松ヶ迫、永保、山神迫、後迫、下高野、上高野、歩坂、谷川上、一堂前、高野前及び仮屋堀)及び大字寒川の一部(楠八重、立花及び蛇籠)

(四) 東諸県郡国富町のうち大字八代北俣の一部(岩郷原、上郷原、下郷原、瀬戸上原、小原、永山原、上ノ迫、高尾、長參原、常喜寺堀、水戸堀、牛尾田、串木野、久木丸、池ノ尻、平田、大町、鳥廻、山下、横峯、向畑、北田、永山、西北田、荻ヶ迫、荻ヶ内、炭床、井野、井野牟田、栗尾、諏訪ノ下、的ノ迫、若宮、井野原、平ノ下、若宮牟田、蟹平、上床、向原、塚ノ内、藤寺原、上床原、田久保、出口、元牧場、元地原、堀内、初木原、馬登、新屋敷及び大迫)、大字八代南俣の一部(堀内、多羅原、初木、南川内、大浦、野間ヶ谷、上ノ原、馬登、中野、中別府、山神川原、楠木迫、古木迫、川上迫、的野、押開、西迫、東迫、星ヶ平、川堀、栗巢、上野、牛ノ宮、園田、中尾、馬場南、井手ノ口、水流田、馬場北、新村、川上、宮田、白竹、堂ヶ迫、宮園、前畑、権現堀、大谷、東田、池平、北ノ坪、天神下、前田、新開、林ノ王、大坪、菱迫、岩下、井ノ水、押田及び廻尾)、大字深年の一部(荒蒔、鹿森滝、八重尾、中山、高野、愛染川、山角、梶原、滝下、塔ヶ瀬、法華嶽、狩野、染平、八町坂、鳥廻、境谷、上ノ原、兔田、後ノ迫、原田、大谷、観音瀬、前畑、寺ノ下、萩原、鳥越、神前、永迫、城ヶ下、大迫、桑水流、藤ヶ瀬、霧島原、寺原、割付、高田原、鬼島、山下、楠水、鳩峰、田原、西ヶ迫、中水流、白山田、柳田、住吉水流、佐土堀、横内、松ノ本、八町堀、小原山、竹下、割田、中畑、外上水流、中原、久保園、市ノ瀬、川原崎、柳ノ元及び馬渡)、大字須志田の一部(大丸、ウトノ平、ウトノ上、明神堀、堀内、豆漬、麻地ノ上、麻地、中尾、鍋ヶ谷、ミカヘリ、河内、宮田、山中、平ノ下、四ツ割、岩下、田中、田中ノ下、川後田、川原、久保田、脇園、宮ノ元、梅木田、牛尾口、岩崎、野ノ下、スタノ木、宮ノ下、中洲、源財川原、垣内、内山ノ下、西ノ下、亀ノ甲、岩穴ノ前、前田、無田、下ノ原、タレカド、地藏ノ前、原ノ前、京塚、山木場、坂ノ上、松山、堅七堀、城元、石峯、坂ノ下、松木田、アブシ、山下、三蔵松、三角、榎木田、大瀬町、小松ノ下、虫神、花切、洗ノ口、石ノ元、岩下向、圃、圃ノ下、廿無田、米田、井手ノ神、助五郎、名給、松木川原、宮ノ前、中川原、井手下、鍛冶附、市後水流及び潤脇)、大字森永の一部(西ノ原、池

平、天神原、市ノ野、後平、瀬戸ノ元、宇戸ヶ迫、水の手、前平、大丸、二百田、灰焼、大鹿、樋松迫、山ノ田、井ノ迫、天ヶ谷、出水原、出水山、久保山、野中、梅木迫、上ノ園、小路、室屋、平城、平城ノ下、大王ノ下、福山ノ下、福山、京出、久保島、寺ノ上、向ヶ原、櫻田、松ノ本、山口、須田ノ木、五反田、下越、大王免、大迫、佛銅免及び蔵源寺)、大字竹田の一部(後無田、山川、上ノ畑、今宮、西、政所及び西ノ前)及び大字向高の一部(中水流、政所、川久保、大坪辻、上原及び茶木)

(五) 東諸県郡綾町のうち大字入野の一部(久木野々、前平、北の園、平原、宮原、中袋、川原元及び小川筋)、大字北俣の一部(八町及び八町下)及び大字南俣の一部(森元)

(六) 児湯郡西米良村大字横野字内之畑

2 鹿兒島県内の次に掲げる区域

曾於市財部町のうち下財部(宇都(県道財部庄内安久線以西の地域であつて、かつ、曾於市道十文字・宇都線以北の地域に限る。)、大石、踊橋、片平、川内、堤中谷及び溝ノ口の区域に限る。)

(畜産課)